

役員等報酬規程

社会福祉法人めぐみ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福祉会の役員及び評議員等の報酬及び実費弁償費について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 評議員及び理事長が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費は出席に要する距離が片道1km以内のものについては支給しない。片道1km以上のものについては、経費明細書により現金で支払うものとする。経費明細書のないものについては領収書等の支払いを証明できるものをもって支払う。

(役員及び評議員の勤務報酬)

第4条 役員に対して、その職務執行の対価として、一人当たりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で報酬を支払うことができる。

- 2 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び法人が設置経営する施設（以下「法人及び施設」という。）の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営業務の指導若しくは監査業務又はその他理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費は出席に要する距離が片道1km以内のものについては支給しない。片道1km以上のものについては、経費明細書により現金で支払うものとする。経費

明細書のないものについては領収書等の支払いを証明できるものをもって支払う。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3より報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張後に現金で支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬の支払い方法)

第6条 役員及び評議員の理事会及び評議員会の出席報酬の支払いは、その会が行われた日から2週間以内に銀行振り込みにて行うものとする。業務遂行の報酬についても同様とする。

(重複支給の防止)

第6条 理事長が、同日に開催される理事会及び評議会のいずれにも出席した場合は、合計時間が2時間を超えない場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

- 2 施設の職員を兼務する役員の就業時間中の理事会等の出席、及び役員勤務については、この規程を適用しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

(令和2年6月22日 一部改訂)

別表1 理事会及び評議員会等の出席報酬

名称	報酬額（日2時間毎）	実費弁償費
理事会出席報酬	3,000円（源泉税控除後）	実費相当
評議員会出席報酬	3,000円（源泉税控除後）	実費相当

別表2 理事及び評議員、監事の勤務報酬

名称	報酬額（日2時間毎）	実費弁償費
理事長業務報酬	3,000円（源泉税控除後）	実費相当
理事及び評議員業務報酬	3,000円（源泉税控除後）	実費相当
監事監査指導報酬	3,000円（源泉税控除後）	実費相当

別表3 役員及び評議員の出張経費、報酬

名称	宿泊費（日額）	報酬（半日）	交通費、他経費
金額	10,000円 (源泉税控除後)	5,000円 (源泉税控除後)	実費